川辺町宿泊誘致推進事業補助金交付要綱

(目的)

第１条　この要綱は、岐阜県川辺漕艇場を利用する目的で町内に宿泊する者に対して、その宿泊に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、スポーツと文化の振興による観光交流人口の拡大を図り、もって本町の活性化に資することを目的とする。この補助金の交付に関しては、川辺町補助金交付規則（昭和46年川辺町規則第２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条 補助の対象となる者は、団体又は個人が行う岐阜県川辺漕艇場を利用したスポーツ、文化、教育活動等の大会又は研修の参加者及び関係者その他観光を目的とした者で、岐阜県川辺漕艇場又は町内にある旅館業法（昭和23年法律第138号）に定める宿泊施設に宿泊をした者とする。

2　 次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

（１）政治的活動を目的とするもの

（２）宗教的活動を目的とするもの

（３）営利を目的とするもの

（４）公序良俗に反するもの

（５）その他町長が適当でないと認めるもの

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、宿泊１人一泊当たり1,000円に延べ宿泊数を乗じて得た額とする。ただし、１人一泊当たりの宿泊費が1,000円に満たない場合の補助金額は、その宿泊費に延べ宿泊数を乗じて得た額とする。

(交付申請及び実績報告)

第４条　補助金の交付を受けようとする団体又は個人（以下「申請者」という。)は、川辺町宿泊誘致推進事業補助金交付申請及び実績報告書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、宿泊後30日以内に町長に提出しなければならない。なお、規則第６条による実績報告書の提出は、申請書の提出によりなされたものとみなす。

1. 宿泊証明書（様式第２号）
2. その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第５条　町長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必

要に応じて実地調査を行い、補助金の額を確定し、交付を決定するものとする。

(決定通知)

第６条　町長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容を川辺町宿泊誘致推進事業補助金交付（却下）決定通知書(様式第３号) により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第７条　町長は、確定した額を補助金の交付決定を受けた者（以下「被補助者」という。）の請求（様式第４号）により交付するものとする。

(補助金の返還等)

第８条　町長は、被補助者が宿泊に関して、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

1. 法令又は規則に違反したとき。
2. 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
3. 町長の指示に違反したとき。

２　 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該取消し部分に関し期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第９条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１ この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

２ この要綱は、平成28年3月31日限りで、その効力を失う。